

農用地利用権設定等促進事業の概要フロー

1. 貸付・借受希望者の登録（申し出）

農業者（申出者）

①「農地貸付・借受申出書【様式1】」を提出



農業委員会

②申出書の審査、貸付・借受両者の引き合わせ



農業者（申出者）

③上記②で双方合意に達すれば、2へ移行

2. 利用権の設定等

農業者（申出者）

①「利用権設定申出書」を提出
※関連資料も併せて提出



★農業委員会から市へ利用集積計画作成の要請

農とみどり政策課

②上記①の申出書等の審査後、利用集積計画の作成
③決定依頼（農業委員会宛）



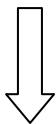
農業委員会

④決定通知（箕面市宛）



農とみどり政策課

⑤公告
⑥通知
※農業者に利用集積計画書（契約書相当書）を送付
※農業委員会に利用集積計画書（写）を經由



農業委員会

⑦利用権設定管理台帳への登録
⑧終期通知（終期の6～3ヶ月前に予告）



農業者（申出者）

⑨農地の返還または更新へ
※返還の場合は、農業委員会より農業者に対し「利用権消滅通知書」を送付。更新は再び①へ